

# 第1章 石川県の施策紹介

## 電子入札の全面導入について

石川県では公共事業における透明性の確保、競争性の向上及び入札参加における時間的、経済的負担の軽減のため、平成15年から電子入札の導入を始め、対象案件を順次拡大し、利用を促してきました。その結果、現在ではほとんどの業者において電子入札システムの導入が完了していることから、下記のとおり全面導入を実施しました。

### ○電子入札の対象範囲

#### (1)建設工事

予定価格250万円超 全件

#### (2)建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等の委託業務

予定価格100万円超 全件

### ○入札執行における取扱い

#### (1)一般競争入札

書面での入札参加申請及び入札は原則受付しない。

#### (2)指名競争入札

次のいずれかの事由に該当する業者は、原則指名選定の対象としない。

ア 石川県電子入札システムに利用者登録されていない場合

イ ICカードの有効期限が切れている場合

### ○実施時期

平成26年6月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用

#### ■問合せ先

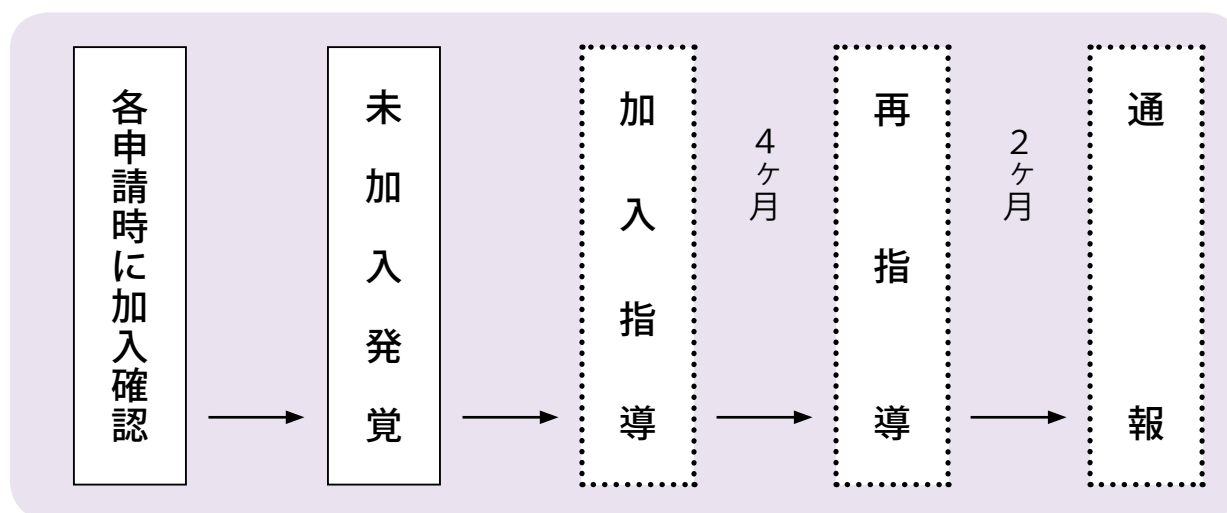
〒920-8580 金沢市鞍月1-1（石川県庁15階）

石川県土木部監理課 入札・契約グループ あて（TEL 076-225-1712）

## 社会保険未加入対策

石川県では、建設業の許可申請や経営事項審査時に、社会保険加入状況の確認・指導等を行っています。

### ○社会保険未加入対策フロー



### ○社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の適用事業所となる条件

社会保険の種類	加入対象事業所
雇用保険	労働者を1人でも雇用する事業所
健康保険 厚生年金保険	法人：すべての事業所 個人：常時5人以上の従業員のいる事業所

### ○入札参加資格の申請について

石川県では、平成25年度から、社会保険の加入を入札参加資格申請の要件としています。（適用除外事業所を除く。）

入札参加資格審査の際には、提出された経営事項審査の結果通知書における各保険の加入状況欄をもとに審査しますので、当該欄が「無」となっている場合は、保険への加入が確認できる書類を別途提出する必要があります。

## 住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）が、新築住宅を引き渡す際には、「住宅瑕疵担保責任保険への加入」または「住宅瑕疵担保保証金の供託」が必要になります。

※建築工事・大工工事業の許可業者が新築住宅の建設工事を請け負う場合が主な対象となります。ただし、それ以外の業種の許可業者であっても、新築住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸水を防止する部分を施工する場合は対象となります。

### ○届出について

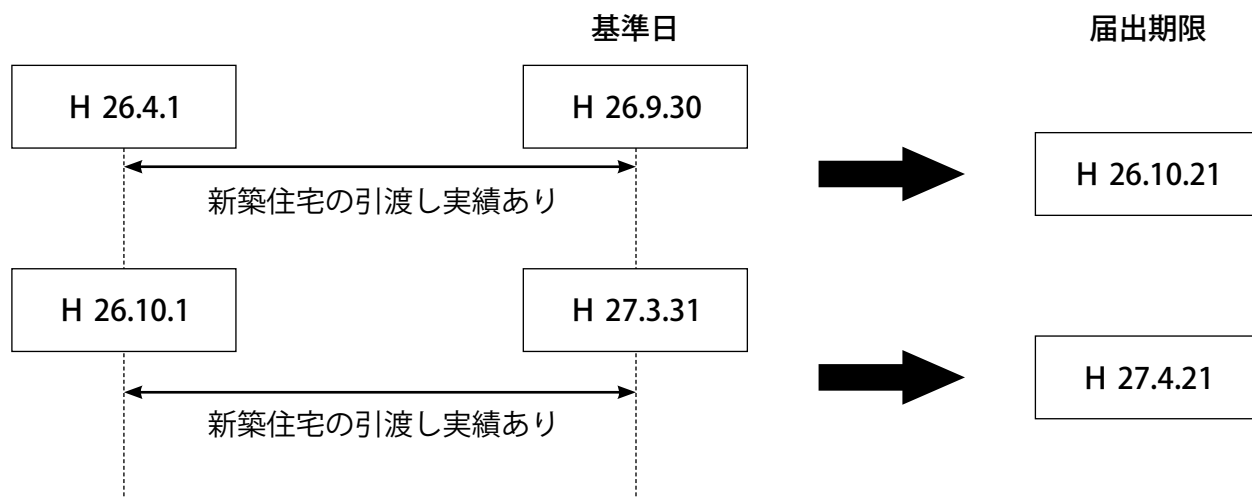
住宅瑕疵担保履行法では、年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、資力確保措置（保険加入または供託）の状況について、基準日から3週間以内（4月21日、10月21日まで）に許可を受けている行政庁へ届出が必要です。

※期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新規契約を制限されるなど、監督処分や罰則が適用される場合があります。

### ○届出に必要な書類

届出書（第1号様式）／保険契約締結証明書／保険契約締結証明書の明細

（例）平成26年度における届出



※なお平成21年10月1日以降に1件でも引渡し実績がある場合は、各対象期間（基準日前の6ヶ月間）の引渡し実績がゼロ件であっても、ゼロ件である旨の届出が必要です。

#### ■問合せ先・届出先（郵送または持参）

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（石川県庁15階）

石川県土木部監理課 建設業振興グループ あて（TEL 076-225-1712）